

Ⅱ.基本事項

「建築士会の災害対応」の要綱策定の前提となった基本的な考え方

1 建築技術者としての役割

建築士は、家屋や住環境づくりを通して、地域住民の命と暮らしを守る責任がある。そのため、各建築士会の災害対応活動は、建築技術者として、被災者の大切な暮らしの器である家屋の応急修理や復旧工事を通して、人々の普段の暮らしが一日も早く取り戻せることが最大の目的であり、公益的性格をもつ建築士会としての役割である。

2 対象とする災害の種類

災害発生時の救援、救助活動の主体は国または地方自治体であり、建築士会は、これに協力、支援する立場であることから、建築士会の災害対応活動は、国または地方自治体が災害対策として重点をおいている、地震や風水害による災害を対象とする。ただし、これ以外の災害、例えば雪害や火山災害の場合にあっても、国または地方自治体から被災家屋の調査や復旧活動等の支援を要請された場合には、建築士会は本マニュアルを準用して、要請に応えるものとする。

3 活動の内容

各建築士会の災害対応は、地震や風水害等による被災家屋の安全確認調査(地震発生時の被災建築物応急危険度判定調査など)から始まり、応急修理や本格的な復旧工事、被災者の生活再建に向けた継続した住宅相談活動と共に、木造応急仮設住宅の建設や木造復興住宅建設への協力、歴史的建造物の被災調査・修復支援など、建築技術者として多岐にわたる復興まちづくりへの支援活動を行う。また、こうした支援活動を被災後迅速に実施するためには、「地震風水害対策用・建築士会事前防災活動指針」に記載されている、事前の備えとしての防災まちづくり活動を継続的に行うことが大切である。

4 建築士会及び建築関係団体との連携

災害対応活動において、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は相互扶助の精神に基づき、相互の連絡調整のもとに支援活動を行う。また、建築士会以外の建築関係団体も、地方自治体が行う活動の支援を要請されることになる。建築関係団体が一つの技術者集団となって円滑に、効率よく支援活動を展開できるよう、各建築士会は、日頃から必要な情報交換を図り、連携して活動できるように備えておくものとする。

5 多様な組織との連携

昨今の多発する災害では、災害の種類は言うに及ばず、規模、発生範囲、被害の深刻さの度合いなどにおいて災害が多様化している。このような状況に対応する中で、建築士会や建築関係団体との連携だけでは、災害対応に限界が生じる場合も想定される。そこで、弁護士会、災害 NPO 法人、社会福祉協議会などの多様な組織との連携が重要となる。このような場合には、他の組織との意見交換や情報交換に基づき、必要に応じて、本要綱や本活動マニュアルを基本としながらも、その内容の取捨選択や変更を臨機応変に行うことも必要である。